

議案第8号

阿見町子ども・子育て会議条例の一部改正について

阿見町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月28日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

阿見町子ども・子育て会議条例(平成27年阿見町条例第27号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条第1号中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

阿見町子ども・子育て会議条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、阿見町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、阿見町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。</p> <p>(2) (略)</p>	

議案第 8 号説明資料

阿見町子ども・子育て会議条例の一部改正について

【改正の理由】

- ・ こども家庭庁設置法の施行に伴い，子ども・子育て支援法が改正されたため，阿見町子ども・子育て会議条例について一部改正をするもの。

【主な内容】

- (1) 子ども・子育て支援法第 72 条から第 76 条の削除に伴う引用箇所の改正【第 1 条及び第 2 条】
 - ・ こども家庭庁設置法の施行に伴い，子ども・子育て支援法第 72 条から第 76 条までが削除され，第 77 条から第 87 条までが 5 条ずつ繰り上がったため，第 1 条中「第 77 条第 1 項」を「第 72 条第 1 項」に，第 2 条中「第 77 条第 1 項各号」を「第 72 条第 1 項各号」に改正するもの。